

新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年10月19日～10月25日）

1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	821	1,139	1,960
ベトナム	1,598	115	1,713
韓国	367	402	769
フィリピン	129	248	377
台湾	189	170	359
タイ	280	61	341
ネパール	160	172	332
マレーシア	274	20	294
米国	127	126	253
インド	64	170	234
その他	1,120	708	1,828
<b>合計</b>	<b>5,129</b>	<b>3,331</b>	<b>8,460</b>

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である（以下同じ）。

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	16	35	51
	経営・管理	52	144	196
	技術・人文知識・国際業務	430	422	852
	企業内転勤	44	55	99
	介護	1	1	2
	特定技能	12	11	23
	技能実習	1,189	32	1,221
	短期滞在	502	0	502
	留学	1,777	437	2,214
	研修	12	0	12
	家族滞在	550	422	972
その他	237	254	491	
小計	4,822	1,813	6,635	
入管法 別表第2	永住者	8	1,004	1,012
	日本人の配偶者等	170	285	455
	永住者の配偶者等	45	55	100
	定住者	84	174	258
小計	307	1,518	1,825	
<b>合計</b>	<b>5,129</b>	<b>3,331</b>	<b>8,460</b>	

注意

1. 特段の事情による入国者には、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来再開」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。

2. 「中国」には香港、マカオを含む（以下同じ）。

3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。

4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。

5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) 乗員上陸許可者数

米国	1,520
フィリピン	873
インドネシア	198
オランダ	157
フランス	120
インド	114
中国	110
カナダ	84
ドイツ	80
マレーシア	62
その他	767
<b>合計</b>	<b>4,085</b>

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
0	1	1

(参考) 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数

ア 国籍・地域別

	新規入国	再入国	合計
ベトナム	1,514	10	1,524
中国	565	0	565
韓国	307	8	315
マレーシア	257	0	257
ミャンマー	253	0	253
タイ	219	6	225
カンボジア	186	0	186
台湾	151	0	151
ネパール	139	0	139
インドネシア	119	0	119
その他	826	2	828
<b>合計</b>	<b>4,536</b>	<b>26</b>	<b>4,562</b>

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	15	2	17
	経営・管理	42	3	45
	技術・人文知識・国際業務	449	5	454
	企業内転勤	45	0	45
	介護	1	0	1
	特定技能	61	5	66
	技能実習	1,450	5	1,455
	短期滞在	351	0	351
	留学	1,469	0	1,469
	研修	12	0	12
	家族滞在	493	0	493
その他	148	6	154	
<b>合計</b>	<b>4,536</b>	<b>26</b>	<b>4,562</b>	

注：「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の2に基づく入国及び「国際的な人の往来再開」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国による入国者数を計上。

なお、「国際的な人の往来の再開等」の2及び「国際的な人の往来再開」に基づく入国者には、上記1（1）に含まれない場合があるため、（参考）としている。